

地方独立行政法人秋田県立病院機構中期目標

秋 田 県

地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成 21 年 4 月 1 日の設立以降、「脳・循環器疾患、精神疾患を中心とした医療・医学の進歩に貢献し、その成果を取り入れた質の高い医療の提供」を基本理念に掲げながら、運営する秋田県立脳血管研究センター（以下「脳研センター」という。）及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「リハセン」という。）の安定した経営基盤に立った病院運営を目指してきた。

設立から平成 25 年度までの期間において掲げた第 1 期中期目標の下、地方独立行政法人制度の特長を生かした迅速な意思決定や職員の確保等により、医療を取り巻く環境や社会情勢の変化、県民ニーズや新たな医療課題に適切に対応したほか、高度で専門的な医療、急性期医療や回復期医療等の充実・強化を図り、質の高い医療サービスを効果的に提供してきた。

しかしながら、本県の少子高齢化の進行に伴う人口減少など社会構造が変化する中、脳・循環器疾患の三次救急医療や精神科救急医療の機能強化、回復期医療や認知症専門医療の充実、これらを支える医療従事者の確保や地域連携の推進など、県民が安心かつ良質な医療サービスを受けられる取組が求められている。

こうした課題や患者動向、社会のニーズに迅速かつ的確に対応しながら、必要とされる医療を継続して提供するためには、安定的な収支構造の確立に引き続き努力するとともに、高度で専門的な医療を行うための医療機器整備や運営基盤となる人材を育成・確保するための環境整備など、将来に向けた投資を着実にを行い、医療技術や医療サービスの一層の向上を目指す必要がある。

このため、第 2 期中期目標を次のとおり定めることとし、第 1 期中期目標期間において蓄積した成果等の上に、地方独立行政法人としてさらなる自主性を発揮し、弾力的かつ効率的で透明性の高い病院運営の確保に努めるとともに、県の中心的な病院として、両病院相互や地域の関係機関との連携を図りながら医療機能の強化や役割の明確化に努め、県民や患者に信頼される病院づくりを期待する。

第 1 中期目標の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 質の高い医療の提供

脳研センターは、脳卒中を中心とした脳・循環器疾患に関する調査及び研究、脳・循環器疾患の専門医療や回復期リハビリテーション医療を、また、リハセンは、脳卒中、脊髄損傷、骨折等のリハビリテーション医療や認知症疾患の専門的かつ包括的な医療、精神障害者の医療・保護に関することなどを基本的な機能として担うとともに、県の医療水準の向上を図るため機能強化に努めること。

(1) 政策医療の提供

脳研センター及びリハセンは、脳・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患に対する医療及びリハビリテーション医療について、本県の中心的な役割を担う県立病院として、高度で専門的な最新医療を提供すること。

さらに、脳研センターは脳・循環器疾患の三次救急医療の拠点として、リハセンは精神科救急の全県拠点病院として、機能の充実を図ること。

(2) 医療従事者の確保・育成

高度で専門的な医療を安定的に提供し、医療職の配置基準に適切に対応するため、計画的に医療従事者の確保を図ること。

また、研修・教育体制の充実により、各職種の専門性の向上を図るなど医療従事者の育成に努めること。

(3) 患者・家族の視点に立った医療サービスの提供

県民や患者・家族の視点に立ち、療養環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、患者の権利を尊重することにより、信頼される医療サービスを提供すること。

(4) より安心して信頼される医療の提供

法令等の遵守を基本とし、医療安全対策の徹底や情報セキュリティ対策を講ずることにより、より安心して信頼される医療を提供すること。

2 医療に関する調査及び研究

脳研センターは、より先駆的な研究及び臨床に応用できる研究に取り組んでいくとともに、脳卒中を中心とした脳・循環器疾患の研究と治療の高度化により、県内の医療水準の向上を図ること。

3 医療連携の推進及び地域医療への貢献

医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供に向けて、関係機関との連携を強化し、ネットワークの構築に努めること。

また、県民に対して医療や健康に関する情報発信に努めること。

4 災害時における医療救護等

平時から関係機関との連携を図り、災害発生時における円滑な医療救護活動に取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。

1 効率的な運営体制の構築

医療の安定的な提供、さらなる経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自律性を高めるため、病院経営に精通した人材の確保と育成に努めること。

3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、病床利用率の向上、制度改正への適切な対応による収入の確保に努めるとともに、費用対効果の考え方にに基づき、創意工夫しながら費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

さらなる経営改革を進めることにより、中期目標期間内に経常収支比率を100パーセント以上とし、運営費交付金の抑制に資すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

県立病院として、県民に安心して良質な医療を継続的に提供できるよう、次の事項を実施すること。

1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、計画的に実施すること。

2 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるよう、職員の適切な配置に努めること。
また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

3 職員の就労環境の整備

多様な勤務形態の導入などにより、職員にとって能力が発揮しやすく、働きやすい環境の整備に努めること。

4 今後の事業展開に関する事項

全国で最も高齢化率が高い状況を踏まえ、脳・循環器疾患のより包括的な医療推進など、将来的な業務内容のあり方を検討すること。